

厚生労働省和歌山労働局発表

平成 27 年 4 月 17 日（金）

担 当	厚生労働省和歌山労働局 職業安定部職業安定課 課長 榎本 一之 労働市場情報官 森脇 稔 電話 073(488)1160
--------	--

「平成 27 年度厚生労働省和歌山労働局雇用施策実施方針」を策定

和歌山労働局（局長 中原正裕）は、雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、管内の雇用失業情勢の改善に向け平成 27 年度における労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を策定しました。

雇用施策実施方針は、和歌山県知事の意見を聞いて策定することとなっており、地域の状況を踏まえ和歌山県と連携することにより **魅力ある「ふるさとわかやま」の働く環境づくり** を効果的・一体的に実施することとしています。

【平成 27 年度の主な雇用施策】

- 1 若者に対する就労支援
- 2 女性の活躍促進
- 3 障害者に対する就労支援
- 4 労働市場全体としてのマッチング機能の強化
- 5 地域における雇用創出と人材確保
- 6 働き方の見直し
- 7 職業訓練を活用した就労支援
- 8 生活困窮者に対する就労支援
- 9 安心して働き続けることができる就労支援
- 10 企業に対する人権啓発

※ 詳細については、添付の「平成 27 年度厚生労働省和歌山労働局雇用施策実施方針の概要」及び「平成 27 年度厚生労働省和歌山労働局雇用施策実施方針」のとおりです。

平成 27 年度厚生労働省和歌山労働局雇用施策実施方針の概要

労働局と和歌山県とが連携を図ることにより、以下の施策について魅力ある「ふるさとわかやま」の働く環境づくりを効果的・一体的に実施する。

●若者に対する就労支援

- ・ 県内主要経済団体に対する新規高等学校卒業者の求人拡大要請及びミスマッチ防止のための「応募前サマー企業ガイダンス」の実施。
- ・ 新規大学等卒業予定者等を対象とした「合同説明会」、「就職面談会」などの開催。
- ・ 「ジョブカフェわかやま」と「わかやま新卒応援ハローワーク」の密接な連携による利用者の利便性の向上、効果的な就職支援対策の推進。

●女性の活躍促進

- ・ 「子育て女性等就職支援ネットワーク」の構築による情報の提供等、総合的かつ一貫した就職支援サービスの提供。
- ・ 女性の活躍促進のため、企業への働きかけや働く女性に対する情報提供等の効果的・効率的な実施。

●障害者に対する就労支援

- ・ 雇用率達成指導、地域就労支援力の更なる強化による「福祉」、「教育」、「医療」から「雇用」への移行。
- ・ 障害特性や働き方に応じたきめ細かな支援策の充実・強化。

●労働市場全体としてのマッチング機能の強化

- ・ 求人情報を活用した地域における需給調整能力の向上及び雇用対策の充実。

●地域における雇用創出と人材確保

- ・ 若者や生活困窮者に対する生活相談、職業相談による雇用機会の確保、雇用の場の創出及び就職支援の実施。
- ・ 地方自治体による地方創生の取組への協力。
- ・ 介護・医療・保育・建設職種の人材確保に向けた支援の強化。

●働き方の見直し

- ・ 誰もが安心して働き、能力や経験を発揮することのできる魅力ある雇用・労働環境の早期実現、「和歌山働き方改革推進本部」を主体とする全県的な機運の醸成。

●職業訓練を活用した就労支援

- ・ 雇用吸収が見込まれる分野での職業訓練の推進、求職者の適正に応じた訓練への誘導。

●生活困窮者に対する就労支援

- ・ 生活困窮者に対するハローワークと地方自治体が一体となった早期就労支援による自立促進。

●安心して働き続けることができる就労支援

- ・ 職場のパワーハラスメントの防止に向けたセミナー・説明会の実施、リーフレットの配布等による周知啓発。
- ・ 若者の「使い捨て」防止に向けた相談体制の整備及び取組の充実。
- ・ がん・難病に対する知識の普及啓発等によるがん患者・難病患者に対する就労支援の充実。

●企業に対する人権啓発

- ・ 「企業トップクラス・公正採用選考人権啓発推進員研修会」(局)、「企業における研修責任者研修会」(県)の同時開催による研修会の充実。

平成 27 年度

厚生労働省 和歌山労働局

雇用施策実施方針

～ 魅力ある「ふるさとわかやま」の働く環境づくり ～

平成 27 年 4 月

和歌山労働局

目 次

第 1	趣旨	1
第 2	平成 27 年度の主な雇用施策	
1	若者に対する就労支援	1
2	女性の活躍促進	2
3	障害者に対する就労支援	3
4	労働市場全体としてのマッチング機能の強化	4
5	地域における雇用創出と人材確保	4
6	働き方の見直し	5
7	職業訓練を活用した就労支援	5
8	生活困窮者に対する就労支援	6
9	安心して働き続けることができる就労支援	7
10	企業に対する人権啓発	8

第1 趣旨

雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項の規定に基づき、和歌山労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を、和歌山県知事の意見を聞いて定めたものであり、国の講ずる雇用に関する施策と和歌山県（以下「県」という。）の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

労働局では、地域の状況を踏まえて、以下の施策について県と連携することにより、魅力ある「ふるさとわかやま」の働く環境づくりを効果的・一体的に実施する。

第2 平成27年度の主な雇用施策

1 若者に対する就労支援

本県の将来を担う若者が、安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、県が実施する産業施策及び県教育委員会が実施する教育施策等と以下の施策について緊密な連携を図りつつ、包括的な支援を行う。

(1) 新規学卒者に対する就職支援

ア 新規高等学校卒業者の求人拡大要請

6月20日に求人受付が開始されることを受けて、県内主要経済団体に対して、労働局・県・県教育委員会の3者連名で求人枠拡大の要請を行うとともに、県内66業種組合及び雇用保険被保険者10人以上規模の事業所に対して、3者連名での求人要請文書を送付する。

イ 新規高等学校卒業生への企業説明会の実施

企業への就職促進とミスマッチ防止による定着率向上を目的として、和歌山市において、県と共催で「応募前サマー企業ガイダンス」を実施する。

ウ 新規高等学校未内定者への就職面談会の実施

新規高等学校未内定者の応募機会の確保と就職促進を目的として、和歌山市と田辺市において、県と共催で「新規高等学校卒業予定者企業説明会」を実施する。

また、12月～3月にかけて、和歌山・新宮・田辺・橋本地域で開催される一般求職者対象の就職面接会等に参加する企業に対して、未内定高校生向けの求人開拓を図る。

エ わかやま産業を支える人づくりプロジェクトの実施

県が実施する「わかやま産業を支える人づくりプロジェクト」事業により、県内企業と高校の連携を強めるとともに、人材育成や職場定着等を促進するための取組を産学官で連携を図り、和歌山で育った若者が県内企業に就職し、将来の和歌山を支えるための仕組みづくりを推進する。

(2) 新規大学等卒業者への就職支援

ア 企業面談会の実施

「きのくに人材Uターンフェア」を始めとする新規大学卒業予定者を対象とした企業面談会を和歌山・新宮・田辺・御坊・橋本地域において開催し、優良企業の参加促進と利用者増加のための取組を県と連携を密に行う。

イ U・Iターン就職の促進

大学等進学者の約9割に当たる県外進学者に対して、当県へのU・Iターン就職を促進するためのガイドブックを県と共同で作成・配布する。

また、大阪で開催される県・労働局共催の「和歌山県U・Iターン就職企業合同説明会」に対して、県外進学者の積極的な参加勧奨を図る。

(3) 若年失業者に対する就職支援

「和歌山県若年者就職支援センター（ジョブカフェわかやま）」において、企業説明会や各種セミナーの開催等を行う若年者地域連携事業を引き続き実施する。

また、併設する「わかやま新卒応援ハローワーク」においては、県と密接な連携を図り、職業相談・職業紹介などの就職支援を効果的に行うとともに、利用者の利便性の向上を推進する。

(4) ニート等の職業的自立支援

働くことに悩みを抱えている若者等の職業的自立を支援する「地域若者サポートステーション」事業の周知・普及に努めるとともに、県内3か所に設置されている地域若者サポートステーションと安定所が連携し、職業相談・職業紹介を行うなど効果的な支援を行う。

また、働くこと以外に様々な悩みや課題を抱えた若者に対しても、地域若者サポートステーションに併設している子ども・若者総合相談センターをはじめとする地域の様々な支援機関と連携して実施する。

2 女性の活躍促進

(1) マザーズハローワーク事業の推進

和歌山・橋本安定所に設置しているマザーズコーナーにおいて、県、市などの関係機関との連携により「子育て女性等就職支援ネットワーク」を構築し、子育てしながら就職を希望する求職者に対し、保育所その他の子育て支援サービスに関する情報等の提供を行う。

また、事業主に対して、子育てをしながら働くことへの理解促進や求人緩和に向けての働きかけとして、求人者への助言・指導等を行い、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保を促進するとともに、個々の求職者の希望を踏

まえた職業相談・職業紹介を行うなど、総合的かつ一貫した就職支援サービスを提供する。

(2) 企業への女性の活躍促進

企業における女性の活躍促進を図るため、ポジティブ・アクション（職場において男女間に事実上生じている格差解消のための積極的取組）の一層の周知徹底を図るとともに、女性が育児休業等を取得しつつ、活躍できる企業を増やしていく必要がある。

このため、県と連携し、企業への女性の活躍促進のための働きかけや働く女性自身に対する情報提供等を効果的・効率的に実施する。

3 障害者に対する就労支援

障害者に対する就労支援を推進していくため、法定雇用率の達成指導を厳正に実施するとともに、障害者が地域において自立して生き生き暮らせるよう、県と連携し、地域における就労支援体制の強化を図る。

(1) 雇用率達成指導、地域就労支援力の更なる強化

ア 雇用率達成指導

障害者雇用状況報告の集計結果を踏まえ、法定雇用率未達成の企業に対する達成指導を強化し、雇用率の引き上げを図る。また、雇用率の達成を率先垂範し、障害者雇用を進めるべき立場にある公的機関に対しては、全ての市町村等が雇用率を達成するため、県と連携した指導を行う。

イ 地域就労支援力の更なる強化

「福祉」、「教育」、「医療」から「雇用」への移行を一層推進するため、県及び市町村が策定した障害福祉計画等も踏まえながら、県の福祉担当部局、福祉施設、教育委員会、特別支援学校、医療機関等と安定所が連携を図りつつ、関係機関のネットワークを活用した就労支援力の強化を図る。

(2) 障害特性や働き方に応じたきめ細かな支援策の充実・強化

ア 精神障害者の就労支援

安定所において、障害特性に応じたカウンセリング等きめ細かな支援を実施するとともに、県と連携の下、障害者就業・生活支援センターと安定所等関係機関が綿密に連携し、精神障害の特性に応じた雇用促進及び職場定着支援を図る。

イ 発達障害者の就労支援

発達障害者支援センター「ポラリス」等と連携し、発達障害に対する理解をより一層促進するとともに、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援等の活用により、雇用の促進を図る。

ウ 障害者の職業能力開発支援

「和歌山産業技術専門学院」を活用した訓練について、積極的かつ効果的な受講あっせんに努めるとともに、求職障害者や企業に対し、制度の周知を図る。

(3) 障害者虐待防止法、障害者差別解消法の周知及び円滑な運用

県及び市町村と連携し、情報の共有を行い、企業に対して法の周知を図るとともに、迅速かつ適切な対応を行う。

4 労働市場全体としてのマッチング機能の強化

外部労働市場全体としてのマッチング機能の最大化に向けて、安定所、地方自治体など様々なマッチング機関が密接に連携し、それぞれの得意分野・手法によりその役割を果たすことが必要である。

そのため、安定所が保有する求人情報を地方自治体等にオンラインで提供する取組を推進する。

この取組を推進するに当たり、求人事業所に対し、更なる周知の徹底を図る。

また、地方自治体に対しては、求人の応募状況やより詳細な労働条件に関する情報を提供する。

5 地域における雇用創出と人材確保

(1) 一体的実施事業

労働局の雇用に関する施策と県の雇用に関する施策を一体的に実施する事業について、両者で協定を結び、共同で運営している「ワークプラザ河北」を活用し、雇用機会の確保、雇用の場の創出、就職支援を実施していく。

県は、「ワークプラザ河北」において、就職活動中の若年者や生活困窮者に対して、生活や就職に関する相談業務及び情報提供を行う。また、労働局は、職業紹介を希望する者に対して、求人情報の提供、職業相談・職業紹介による就職のあっせんを実施する。

さらに、県内各地で実施している就職フェアの継続実施、県内企業における新規採用者の離職防止の取組推進など、Uターン就職を含め県内就労支援について連携して強化していく。

(2) 地方自治体による地方創生の取組への協力

地方自治体が地域の創意工夫を活かして行う雇用創出や人材育成・確保、処遇改善などの自主的な取組に労働行政の立場から必要な支援を行う。

県が人口減少対策として、都市部の人材を地方に移動・定着させるために、生活から仕事まで地方で暮らすために必要な情報を一元的に提供する「地域しごと支援センター」の設置に当たり、地域の求人・事業所情報の提供等について必要な協力を行う。

また、県が経営革新や技術開発などに実績のあるプロフェッショナル人材を都市部から県内に呼んでくるために、地域住民生活等緊急支援のための交

付金を使ったUIJターン助成金事業の実施についても必要な協力を行う。

さらに、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき地方自治体が地方版総合戦略を策定する場合、地方雇用対策の観点から労働局においてもその推進に必要な知見を積極的に提供するとともに、総合戦略に係る地域の協議会に参画するなどの協力を行う。

(3) 介護・医療・保育・建設職種の人材確保に向けた支援の強化

和歌山安定所では、介護・医療・保育職種への就業を希望する求職者及び当該分野の求人者に対し、重点的にサービスを提供する福祉人材コーナーを設置しており、今後ともこの活用を推進する。

介護分野においては、就職支援セミナー、採用面接会を兼ねた事業所見学会等、マッチングを促進する取組を積極的に実施する。

医療分野においては、和歌山県ナースセンターと連携して、和歌山安定所にナースのお仕事相談コーナーを設置するとともに、看護師資格保有者等に対して、ナースセンター等が実施する復職講習会、医療機関の求人等に関する情報提供等を実施する。

併せて、県や地域の関係機関を構成員とする福祉人材確保推進協議会において、就職支援に係る具体的な連携の在り方を協議し、地域の関係機関との連携の下で、介護・医療・保育職種への就業を希望する求職者に対する支援を実施する。

建設分野においては、建設関係職種の未紹介・未充足求人へのフォローアップの徹底等を図る「建設人材確保プロジェクト」の推進や「建設労働者確保育成助成金」の活用促進など、人材確保対策の推進を図る。

6 働き方の見直し

今後、県内において人口減少が本格化していく中で、地域の活力を維持し、和歌山の将来を担う若い人々の確保・定着を図ることが極めて重要な課題となっている。

そのためには、誰もが安心して働き、能力や経験を発揮することのできる魅力ある雇用・労働環境を早期に実現すべく、働く側、労働者を雇用する側の双方において、これまでの意識や働き方を見直し、全員参加型社会に相応しい、より適切かつ柔軟なものに改めていくことが急務である。

これらを踏まえ、本年1月、県とともに「和歌山働き方改革推進本部」を設置したところである。今後、県内の主要な経済団体・労働団体、地方自治体などと連携しつつ、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、適正な条件の下での多様な働き方の普及、女性の活躍促進などへの取組を加速すべく、有識者も交えた「和歌山働き方改革懇談会」（仮称）を開催するとともに、企業の経営トップへの働きかけ、県民各層への広報啓発、シンポジウム等を通じ、全県的な機運の醸成を図ることとする。

7 職業訓練を活用した就労支援

人材育成の重要性を踏まえ、離職者等の再就職が促進されるよう、雇用吸収が

見込まれる分野での職業訓練を推進し、求職者の適性に応じた適切な支援を行う必要がある。

また、雇用のセーフティネットとしての職業訓練を的確に実施するためには、地域における企業の具体的な人材ニーズを十分に踏まえた上で、これを戦略的に行うことが重要である。

(1) 地域ニーズに即した職業訓練機会の確保

県が設定する職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）において、求職者の職業能力の向上を図り、就職へ結びつける効果的な訓練コースを設定するため、労働局・安定所が把握した地域の人材ニーズ、訓練ニーズ等の情報を積極的に提供する。

また、求職者支援制度における職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）に係る地域職業訓練実施計画の策定に当たっては、関係機関（県、労働局、教育訓練機関、労使団体、学識経験者等）による地域訓練協議会の場を設定し、地域ニーズに即した計画を策定する。

(2) 公共職業訓練及び求職者支援訓練の推進

公共職業訓練又は求職者支援訓練を受講することが適当であると考えられる求職者に対しては、積極的に訓練情報の提供を行い、訓練実施機関との連携の下、再就職に向けた支援に努める。

8 生活困窮者に対する就労支援

福祉施策を担う県・市及び雇用施策を担う労働局・安定所が連携し、生活保護受給者等就労自立促進事業に基づく生活保護受給者等への早期支援の徹底、求職活動状況の共有化など就労支援を抜本的に強化し、就労による自立促進を図る。

平成27年度4月に施行される「生活困窮者自立支援法」の円滑な施行に向けて、生活困難者（生活保護受給者以外を含む）に対する相談支援を実施する県・市及び安定所が一体となった就労支援の充実を図り、就労による自立を促進する。

(1) 県・市との連携の強化

生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書において構築した連携体制を更に強化し、支援候補者の積極的な送り出しの促進を図る。

和歌山市役所庁舎内に「和歌山福祉・就労支援センター」を開設し、市と安定所による生活保護受給者等に対する福祉施策と雇用施策の一体的支援等を効果的に実施する。

(2) 早期支援の徹底

生活保護受給者、生活保護相談・申請段階の者等に加え、生活保護以外の生活困窮者に対しても、県・市と連携して早期の就労支援の徹底を図る。

(3) 求職活動状況の共有化

福祉事務所と安定所の密接な連携による就労支援を実現するため、支援対象者の情報等の共有化を図る。

9 安心して働き続けることができる就労支援

(1) 職場のパワーハラスメント対策

労働局における個別労働紛争相談のうち、「いじめ・嫌がらせ」に関する割合が高いことなど、働く環境が依然として厳しい状況となっている。

このため、職場のパワーハラスメントの防止に向けて、セミナー・説明会の実施、リーフレットの配布等により、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」の周知啓発に積極的に取り組んでいく。

(2) 若者の「使い捨て」が疑われる企業への対策

わかもの支援コーナー及びわかやま新卒応援ハローワークに在職者向け相談窓口の設置等を行い、相談体制を強化する。その中で得られた事業所に関する情報は、それ以降の職業紹介に活用するとともに、広く事業主に対して、若者の職場定着についての支援・助言を行う。

また、県では、労働情報センターを設置し、相談員が在席して労働者・使用者双方の相談に応じており、平日の夜間や土曜日、日曜日も開設している。

その中で、労働基準関係法令違反の疑いがある内容については、労働基準監督署に情報提供するなど、若者の「使い捨て」防止に向けた取組の充実を図る。

(3) がん患者・難病患者に対する就労支援の充実

県では、和歌山県がん対策推進条例においてがん患者及び家族の就労支援が規定されたところである。また、国の「がん対策推進基本計画」では、「がん患者の就労を含めた社会的な問題」を新たな個別目標としており、平成25年4月、県においても国の計画をもとに、第2次和歌山県がん対策推進計画を策定し、がん患者の就労を含めた社会的問題に取り組んでいる。このため、がんに対する正しい知識の普及啓発や患者・家族の就労支援に対する連携強化など、がん患者に対する就労支援の充実を図る。

また、難病の患者についても、難病相談・子ども保健相談支援センター等との連絡会議などから、難病に対する理解をより一層促進し、情報共有を図るとともに、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金等の活用などにより、就労支援の充実を図る。

このような取組を通じ、病気になっても安心して働き続けることができる社会環境づくりを推進する。

10 企業に対する人権啓発

公正な採用選考の確保を図るため、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定）に基づき、就職の機会均等を保障することが同和問題などの人権問題の中心的課題であるとの認識に立って、取り組む必要がある。

このため、県と連携し、「企業トップクラス・公正採用選考人権啓発推進員研修会」（労働局）及び「企業における研修責任者研修会」（県）を合同開催するとともに、これらへの参加を積極的に促すことにより、研修会の充実を図る。